

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

# 日向市実行委員会 第1回総会



日時 令和6年8月6日(火)

会場 日向市中央公民館



# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 第1回総会 次第

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 審議事項

- ・ 議案第1号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会  
令和6年度事業計画（案） …………… P 1
- ・ 議案第2号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会  
令和6年度収支予算（案） …………… P 3

## 3 閉 会

### 《参考》

- [資料1] 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会  
委員及び役員等名簿 …………… P 4
- [資料2] 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則 …… P 7
- [資料3] 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会  
総会から常任委員会への委任事項 …………… P 12

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会  
令和6年度事業計画（案）

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
  - ①総務企画専門委員会
  - ②競技式典専門委員会
  - ③宿泊衛生専門委員会
  - ④輸送交通専門委員会
- (4) 庁内推進会議

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画及び要項等の策定
  - ①総務企画
    - 広報基本計画、市民運動基本計画、観光・おもてなし基本計画 他
  - ②競技式典
    - 競技運営基本計画、競技用具整備計画、競技会係員・補助員編成計画、  
リハ大会開催基本計画、式典基本計画、施設整備基本計画 他
  - ③宿泊衛生
    - 宿泊基本計画、医事衛生基本計画 他
  - ④輸送交通
    - 輸送交通基本計画、消防防災・警備基本計画 他
- (2) 広報啓発活動
  - ①啓発イベントの開催・・・・・・・・開催決定記念講演会（11月予定）
  - ②広報啓発物品の作製及び配布
  - ③各種大会及びイベントでのPR活動
- (3) 各種調査業務
  - ①競技会会期最終調査
  - ②競技用具整備計画（第3次）調査
  - ③競技別リハーサル大会運営経費（第2次）調査
  - ④競技会運営経費（第1次）調査
  - ⑤自衛隊協力要請意向調査 他

### 3 先催地の調査研究

#### (1) SAGA2024 国スポ・全障スポ大会の視察調査

- ①ビーチバレーボール [伊万里市：9/14～17]
- ②バスケットボール [唐津市：10/10～14]
- ③軟式野球 [唐津市 他：10/11～14]
- ④ソフトボール [太良町 他：10/12～14]
- ⑤グラウンドソフトボール（身体） [白石町 10/26～27]

#### (2) わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ①ソフトボール [草津市 他：9/14～16]
- ②バスケットボール [草津市：10/19～20]
- ③軟式野球 [草津市 他：11/1～4]

#### (3) 開催競技事業概要説明会 [佐賀県各市町]

### 4 関係機関及び競技団体との連絡調整

#### (1) 県実行委員会との連絡調整

#### (2) 県競技団体及び共催市町等との連絡調整

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

## 令和6年度収支予算(案)

## 【収入】

(単位:円)

科目	予算額	備考
1 市負担金	3,700,000	日向市負担金
2 諸収入	192	預金利息等
3 繰越金	633,808	令和5年度繰越金
合計	4,334,000	

## 【支出】

(単位:円)

科目	予算額	備考
1 総務費	534,000	
(1) 会議費	300,000	総会開催経費、消耗品費等
(2) 事務局費	234,000	消耗品費、通信運搬費等
2 開催推進費	3,800,000	
(1) 広報啓発費	2,400,000	啓発イベント開催費、専用HP制作費等
(2) 調査研究費	1,400,000	先催地視察調査費等
合計	4,334,000	

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会委員及び役員等名簿

(順不同・敬称略)

## 【会長】1名

〔新任者については備考欄に「\*」を記載〕

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市関係	日向市	市長	西村 賢	*

## 【副会長】6名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ協会	会長	田中 隆幸	
産業・経済	日向商工会議所	会頭	三輪 純司	
宿泊・観光・衛生	一般社団法人 日向市観光協会	会長	黒木 繁人	
市議会	日向市議会	議長	松葉 進一	
市関係	日向市	副市長	(職務代行者) 濱田 卓己	*
	日向市教育委員会	教育長	今村 卓也	

## 【常任委員】21名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市議会	日向市議会	副議長	日高 和広	*
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	会長	寺村 明之	
	宮崎県ソフトボール協会	会長	押川 尚生	
	宮崎県軟式野球連盟	会長	井料田 豊	
	一般社団法人 宮崎県バスケットボール協会	代表理事会長	神戸 博明	*
	特定非営利活動法人 宮崎県サーフィン連盟	理事長	小島 岳史	*
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ推進委員協議会	会長	寺田 新一郎	
	日向地区小学校体育連盟	会長	原口 靖	
	日向地区中学校体育連盟	会長	山之口 雅彦	
	宮崎県高等学校体育連盟県北支部	支部長	鬼束 美和	*
教育・学校関係	日向市小学校校長会	会長	平田 哲	*
	日向市中学校校長会	会長	横山 博章	
	宮崎県県立学校長協会	日向地区理事	鬼束 美和	*
社会団体	日向市区長公民館長連合会	会長	黒木 末人	
宿泊・観光・衛生	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部	支部長	谷口 勝	*
	宮崎県飲食業生活衛生同業組合日向支部	支部長	田崎 澄	
通信・運輸	一般社団法人 宮崎県バス協会 県北支部	支部長	黒木 重人	*
	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 日向支部	支部長	飯沼 智宏	
医療・福祉	一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会	会長	今給黎 承	*
	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会	会長	黒木 正一	
	特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会	理事長	佐藤 正由	

## 【監事】2名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市関係	日向市総務部	部長	黒木 升男	
	日向市	会計管理者	福良 由美子	

【委員】48名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
国・県関係	宮崎海上保安部 日向海上保安署	署長	中村 敬一	*
	宮崎県日向保健所	所長	豊嶋 典世	
	宮崎県日向土木事務所	所長	迫 節夫	*
	日向警察署	署長	竹内 賢次	*
市競技団体	日向地区バレーボール協会	会長	山口 正義	
	日向市ソフトボール協会	会長	松岡 保	
	日向市軟式野球連盟	会長	新名 敏文	
	日向地区バスケットボール協会	会長	鉄井 正	
	日向市サーフィン連盟	理事長	甲斐 俊作	
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ少年団本部	本部長	日高 博之	
	ひむかYOUゆうクラブ	会長	黒木 円治	
教育・学校関係	日向市保育協議会	会長	藤井 さとみ	
産業・経済	JAみやざき日向地区本部	地区本部長	海野 真吾	
	東郷町商工会	会長	寺原 孝幸	*
	日向市商店会連合会	会長	木浦 善勝	
	日向地区建設業協会	会長	黒木 繁人	
	耳川広域森林組合	代表理事組合長	平野 浩二	
	日向市漁業協同組合	代表理事組合長	是澤 喜幸	
	一般社団法人 日向青年会議所	理事長	黒木 基広	*
宿泊・観光・衛生	日向市民宿組合	組合長	橋口 修	
	公益社団法人 宮崎県栄養士会	理事	村田 麻衣子	*
	日向地区食品衛生協会	会長	黒木 廣伸	
	日向市食生活改善推進協議会	会長	御手洗 希世子	
通信・運輸	日本郵便株式会社 日向郵便局	局長	堀 大介	*
	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	支店長	横奥 宏明	
	九州電力株式会社 延岡営業センター	副センター長	藤本 正晴	
	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	延岡駅長	菊池 建次	*
医療・福祉	日向市・東臼杵郡歯科医師会	会長	田村 俊二	
	一般社団法人 日向市・東臼杵郡薬剤師会	会長	黒木 武	
	公益社団法人 宮崎県看護協会	日向・東臼杵地区理事	富山 由美	
警備・消防	日向地区交通安全協会	会長	長谷川 実利	
	日向市消防団	団長	都甲 牧人	*
社会団体	日向市PTA協議会	会長	葛西 了一	
	日向市青少年指導員連絡協議会	会長	那須 清行	
	日向市高齢者クラブ連合会	会長	弓削 哲郎	
	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	会長	古賀 弘徳	*
	日向市文化連盟	会長	花柳 絹太	
市関係	日向市総合政策部	部長	濱田 卓己	*
	日向市市民環境部	部長	歌津 京子	*
	日向市福祉部	部長	東原 留美子	*
	日向市健康長寿部	部長	若藤 公生	
	日向市商工観光部	部長	長友 正博	
	日向市農林水産部	部長	福永 鉄治	
	日向市建設部	部長	土谷 和利	*
	日向市上下水道局	局長	大坪 真司	*
	日向市議会事務局	局長	野別 秀二	*
	日向市教育委員会	教育部長	堀田 浩一	*
	日向市消防本部	消防長	長曾我部 慎二	*



【顧問】5名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
県議会議員	宮崎県議会	議員	日高 博之	
市教委関係	日向市教育委員会	教育長職務代理者	垣内 正俊	
	日向市教育委員会	教育委員	是澤 利保	
	日向市教育委員会	教育委員	黒木 智美	
	日向市教育委員会	教育委員	児玉 広美	

【参与】25名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市議会議員	日向市議会	議員	黒木 高広	
	日向市議会	議員	黒木 正	
	日向市議会	議員	黒木 克彦	
	日向市議会	議員	高橋 由美	
	日向市議会	議員	友石 司	
	日向市議会	議員	柏田 公和	
	日向市議会	議員	河野 ひとみ	
	日向市議会	議員	三輪 邦彦	
	日向市議会	議員	黒木 雅由	
	日向市議会	議員	黒木 健二	
	日向市議会	議員	三樹 喜久代	*
	日向市議会	議員	近藤 勝久	
	日向市議会	議員	黒木 英和	
	日向市議会	議員	帆足 武男	
	日向市議会	議員	壱岐 紘明	
	日向市議会	議員	小林 隆洋	
	日向市議会	議員	成合 進也	
	日向市議会	議員	畝原 幸裕	
報道関係	株式会社 宮崎日日新聞社	日向支局長	佐藤 暢彦	*
	株式会社 夕刊デイリー新聞社	日向支社長	松下 勝文	
	株式会社 ケーブルメディアワイワイ	日向局局長代理	黒木 渡	
	株式会社 毎日新聞社	延岡通信部 記者	重春 次男	
	株式会社 読売新聞西部本社	延岡支局長	尾谷 謙一郎	
	株式会社 宮崎放送	延岡支社長	田中 久泰	*
	株式会社 テレビ宮崎	延岡支社長	井上 雅陽	

計 108 名

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

## (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日向市を代表する者
- (2) 日向市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

## (役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

## (役員を選任)

第6条 会長は、日向市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委

嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
  - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
  - 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
  - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関する事。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関する事。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
日向市実行委員会総会から常任委員会への委任事項

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

附 則

この会則委任事項は、令和6年8月6日から施行する。